

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案（一部抜粋）

改正案	現行	備考																
<p style="text-align: center;">(VI) 緊急方式</p> <p style="text-align: center;">2 緊急業務</p> <p>【措置基準】</p> <p>(1) 緊急機に対しては、次に掲げる基準により措置するものとする(航空保安業務処理規程第2の2航空機の搜索救難処理規程参照)。</p> <table border="1" data-bbox="184 583 1276 1633"> <thead> <tr> <th>緊急状態</th> <th>緊急状態を知った管制機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合</td> <td>1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。</td> </tr> <tr> <td>警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でないか、又は不時着の可能性が判断できない旨の連絡があった場合。</td> <td>1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。</td> </tr> <tr> <td>遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合</td> <td>収集した情報をRCCに通報する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 第1段通信搜索とは、計器飛行方式による航空機については、その予定経路上における同機と交信し得る管制機関の有する施設を利用して行う搜索をいい、有視界飛行方式による航空機については、その予定経路上における飛行場について行う搜索をいう。 注2 拡大通信搜索とは当該航空機の到着可能な範囲にある関係機関による搜索をいう。</p>	緊急状態	緊急状態を知った管制機関	不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合	1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。	警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でないか、又は不時着の可能性が判断できない旨の連絡があった場合。	1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。	遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合	収集した情報をRCCに通報する。	<p style="text-align: center;">(VI) 緊急方式</p> <p style="text-align: center;">2 緊急業務</p> <p>【措置基準】</p> <p>(1) 緊急機に対しては、次に掲げる基準により措置するものとする(航空保安業務処理規程第2の2航空機の搜索救難処理規程参照)。</p> <table border="1" data-bbox="1299 583 2392 1633"> <thead> <tr> <th>緊急状態</th> <th>緊急状態を知った管制機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合</td> <td>1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。</td> </tr> <tr> <td>警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でない旨の連絡があった場合</td> <td>1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。</td> </tr> <tr> <td>遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合</td> <td>収集した情報をRCCに通報する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 第1段通信搜索とは、計器飛行方式による航空機については、その予定経路上における同機と交信し得る管制機関の有する施設を利用して行う搜索をいい、有視界飛行方式による航空機については、その予定経路上における飛行場について行う搜索をいう。 注2 拡大通信搜索とは当該航空機の到着可能な範囲にある関係機関による搜索をいう。</p>	緊急状態	緊急状態を知った管制機関	不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合	1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。	警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でない旨の連絡があった場合	1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。	遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合	収集した情報をRCCに通報する。	<p style="color: red;">GADSS の導入に伴う改正 「航空機の搜索救難に関する協定」より引用</p>
緊急状態	緊急状態を知った管制機関																	
不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合	1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。																	
警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でないか、又は不時着の可能性が判断できない旨の連絡があった場合。	1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。																	
遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合	収集した情報をRCCに通報する。																	
緊急状態	緊急状態を知った管制機関																	
不確実の段階(Uncertainty phase) 1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合 2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあっては15分)過ぎても目的地に到着しない場合	1 第1段通信搜索を行う。(注)1 2 救難調整本部(以下「RCC」という。)に通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。																	
警戒の段階(Alert phase) 1 第1段通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 第1段通信搜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合 4 航空機の航行性能が悪化したが、不時着のおそれがある程でない旨の連絡があった場合	1 拡大通信搜索を行う。(注)2 2 搜索救難に必要と認められる情報又は資料をRCCに通報する。 3 可能ならば当該航空機の利用者に通報する。																	
遭難の段階(Distress phase) 1 拡大通信搜索で当該航空機の情報が見つかからない場合 2 拡大通信搜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が見つかからない場合 3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合 4 当該航空機の航行性能が不時着のおそれがある程悪化したことを示す情報を受けた場合 5 当該航空機が、不時着をしようとしているか、又は既に不時着を行った情報を受けたか若しくはそのことが確実である場合	収集した情報をRCCに通報する。																	